

(一四三二) 六月のことであつた。その結果、成都中護衛の官軍は南京の豹韜左衛に、成都右護衛の官軍は南京龍虎左衛に配置換えとなり、成都中護衛・右護衛の名は消滅し、蜀王府の護衛として残置されるのは成都左護衛の一護衛のみとなつた。<sup>d</sup> 成都左護衛<sup>138</sup>は、唯一の護衛となつたその遙けに四川蜀王府からの調撥事例である。

さて、疑念があると申したa常山左護衛・b常山中護衛・c常山護衛の三衛であるが、これらはもともと永楽帝の第三子である趙王高燧の王府護衛であった。趙王は彰徳（河南）に封ぜられた。趙王府には本来、常山左護衛・右護衛・中護衛の三護衛が揃つていたが、永樂二十二年（一四二四）十一月に常山左護衛・右護衛を返上したため、常山中護衛一護衛のみとなつた。ところが、兄漢王高煦の反乱が鎮圧されたあとで宣徳元年（一四二六）九月に、趙王高燧もそれに通同しているという告発がなされたため、その告発を打ち消すことを意図して護衛返上を申し出、趙王府の軍事力をゼロにしたのである。趙王府の常山三護衛は、このように二段階を経て返上され、その衛所官軍は、永平・山海・盧龍・撫寧等の衛に分散配置された<sup>11</sup>。したがつて、常山左護衛・右護衛・中護衛の衛名は、正統十四年（一四四九）当時は存在しないのである。aの事例が「已革常山左護衛」に作つているのは、まさしく親征軍編制當時そのような王府護衛が存在しなかつたことを明確に言い表しているが、それにもかかわらず、存在しない趙王府護衛の事例がみえるのは、どのように解釈すべきか、その方途は今のところみつからない。後考を待つこととする。

護陵衛 明代の皇帝陵にはその管理のためそれぞれ神宮監と護陵衛が付置された。神宮監は宦官二十四衙門のうちの十二監の一つで、神宮監と護陵衛は、ともに当該陵墓に皇帝が埋葬されるにともなつて設置された。両者の関係については、南京にある太祖洪武帝の孝陵について記した『明孝陵志』守繕第五に、

孝陵の防守、外は則ち孝陵衛、内は則ち神宮監なり。

とあるように、帝陵の内域は神宮監が担当し、外域の守備には護陵衛が充てられた<sup>12</sup>。さて、「親征軍中地方軍關係表」にみえる護陵衛は、

a 長陵衛	100、
b 献陵衛	101、
c 孝陵衛	102、
d 皇陵衛	103
189、	105、
190、	106、
191、	107、
192、	108、
193、	109
194、	
195、	
196、	
197、	
198、	
199、	
244	

となる。護陵衛は四、事例総数二十二である。

長陵衛は太宗永樂帝の、獻陵衛は第四代仁宗洪熙帝の墓陵である。これらは北京の中心部から北へ約五十キロ離れた昌平県市街の西北にある。洪武帝亡き後起きた靖難の役に勝利した太宗永樂帝は北京に遷都した結果、その陵墓長陵をもここ昌平県の天寿山に建造したので、以後の皇帝たちもそれに倣つて、天寿山にその陵墓を造築した。いわゆる明の十三陵である。

孝陵衛はさきにふれたように国都南京に築造された太祖洪武帝の陵墓である。

皇陵衛は太祖洪武帝が洪武二年（一三六九）二月に、濠州に鳳陽中都を営建したとき、父母の陵墓も営造し、英陵と命名したが、のち皇陵と改名した。なお、父朱世珍より前の先祖は、江蘇泗州の祖陵に葬られている<sup>(13)</sup>。

正統十四年（一四四九）の親征軍には、こうした皇帝陵の護陵衛からも衛所官が調撥されている。長陵衛と獻陵衛の場合は、北京郊外の昌平県からであるが、孝陵衛は南京から、皇陵衛は中都鳳陽から、その調撥に応じて衛所官が北京に赴いたのである。

南京京營 南京にも親軍衛・京衛は設置されていた。洪武・建文時代は、南京を扇の要としてその軍事体制が構築されていたのであるが、永樂帝の北京遷都後、軍事体制は北京を軸に大きく改編されて組み替えられた。そのため、南京の親軍衛・京衛はその規模が縮小された。以下に挙例したのは、いずれも南京京衛である。

a 橫海衛	6
b 神武中衛	
c 天策衛	
393、	111
394、	
395、	
396、	
397、	
398、	
399、	
400	

d 和陽衛

e 龍江右衛

f 留守中衛

143 16 230

六衛に十三事例を数える。この十三事例の衛所官はいずれも北京に調撥されて正統十四年（一四四九）の親征軍に組み入れられ、土木の変に際会したのである。

### 三 地方軍と班軍番上との関係

前章では、國軍の一翼を担う在外衛所と王府・帝陵墓・南京の守護のために設置された王府護衛・護陵衛・南京衛の四種の軍種について、それらと親征軍編制とに関わる事例を探り出し、その検討を加えてきた。それによつて、総計一〇三衛名と七箇所の守禦千戸所名を検出した。

これらの衛所にあつては、本来の責務の一環として親征軍に編制されてしかるべき衛所が多数存在した。それらは班軍番上の義務を負つていて、京衛とともに常設的営、すなわち行軍組織の中核をなす京營を組織するものであるからである。しかしながら、一方では、そのような責務はなく、親征軍編制のために臨時に調撥された衛所もまた多数存在した。王府護衛・護陵衛・南京京衛は固有の責務を担うために設置されたのであって、班軍番上の義務はなかつた。「親征軍中地方軍關係表」にみえる在外衛所もそのすべてが班軍番上の義務を保有していわけではない。にもかかわらず、正統十四年（一四四九）の親征軍に含まれているのは、その編制にあたつて調撥された結果であった。

今、各都督府ごとに班軍番上の義務を持つた衛所とそうでない衛所とを区別するために、親征軍中にみえる衛所を再度都督府ごとに配列して、班軍番上軍の保有する衛所には※を付す。

夥しく設置された在外衛所の中で、いかなる衛所が班軍番上を責務を負つたかという問題については、すでに八九七七年に発表した拙稿「明代班軍番上考」において検討した<sup>(14)</sup>。これは四十年近い前のもので、若書きのな

にものでもないが、それから三十九年が経た二〇〇六年に中央民族大学出版社から、彭勇氏の手による『明代班軍制度研究－以京操班軍為中心－』が上巻された。ここでは唯一の先行研究としての私の『明代班軍番上考』は俎上に載せられ、批判を蒙つた。就中、批判を浴びたのは、班軍番上の責務を担つた京操軍として摘出した個々の衛所の適否をめぐつてであった。それによつて、私が作成した京操軍のリストは修正を余儀なくされたところが多々生じた。

そこで、以下において、正統十四年（一四四九）の親征軍と班軍番上軍（京操軍）との関わりを示すために※を付すにあたつては、彭勇氏の研究に依拠することにする。

【表二】

		左軍都督府
		浙江都司
		a 海寧衛、b 觀海衛、c 杭州前衛、d 杭州右衛 e 定海衛
		a 蓋州衛、b 広寧左屯衛、c 広寧後屯衛、d 復州衛
		遼東都司
		※ a 安東衛、※ b 威海衛、※ c 鱗山衛、※ d 成山衛、※ e 青州左衛、※ f 靖海衛、※ g 濟南衛、※ h 登州衛、※ i 寧海衛、※ j 平山衛、※ k 莱州衛、※ l 靈山衛、※ m 膜州守禦所、※ n 諸城守禦千戸所、※ o 肥城守禦千戸所
		山東都司
		右都督府
		直隸
		※ a 宣州衛
		a 河州衛、b 洪州衛、c 寧夏中衛、d 平涼衛、e 文縣守禦所
		陝西都司
		a 甘州左衛、b 甘州中衛、c 山丹衛、d 西寧衛
		陝西行都司
中軍都督府		

直隸	a 金山衛、※ b 儀真衛、※ c 沂州衛、※ d 建陽衛、e ※ 高郵衛、※ f 泗州衛、※ g 寿州衛、※ h 淮安衛、※ i 蘇州衛、j 鎮江衛、※ k 武平衛、※ l 揚州衛、※ m 蘆州衛、※ n 淮安衛、※ o 汝寧守禦千戶所
中都留守司	※ a 懷遠衛、※ b 凤陽中衛、※ c 凤陽右衛、※ d 洪塘湖屯田千戶所
河南都司	※ a 煙德衛、※ b 弘農衛、※ c 彰德衛、※ d 信陽衛、※ e 睞陽衛、※ f 陳州衛、※ g 嵩原守禦千戶所
前軍都督府	
湖廣都司	a 靖州衛
福建都司	a 鎮海衛
後軍都督府	
直隸	※ a 永平衛、b 開平中屯衛、※ c 蓟州衛、d 興州左屯衛、※ e 山海衛、※ f 遵化衛、g 鎮朔衛、※ h 定邊衛、※ i 天津右衛、j 東勝左衛、※ k 潼關衛、※ l 德州衛、m 密雲衛、※ n 密雲中衛、※ o 隆慶衛
大寧都司	※ a 嘗州前屯衛、b 嘗州中屯衛、※ c 保定右衛、※ d 保定後衛、※ e 保定左衛
万全都司	a 保安衛、※ b 隆慶左衛
山西都司	a 振武衛、※ b 太原右衛、※ c 太原左衛、※ d 鎮西衛、e 平陽衛
山西行都司	a 雲川衛、b 玉林衛、※ c 高山衛、d 朔州衛、e 大同前衛、f 鎮虜衛、g 陽和衛

以上、親征軍中の衛所の中で京操軍を保有する衛所と保有していないものの親征軍に編制された衛所を識別するために、※を付したが、この【表二】をもとに双方の比率をさぐると、つぎの表がえられる。

【表三】

都督名	左軍都督府	右軍都督府	中軍都督府	前軍都督府	後軍都督府	小計	小計	小計	小計	都督名
所屬先	浙江都司	直隸	直隸	湖廣都司	福建都司	直隸 萬全都司	直隸 大寧都司	中都留守司	河南都司	所屬先
親征軍中衛所數	二十五	十四	十五	二十六	二一	五十五	二一	一	一	親征軍中衛所數
京操軍保有衛所數	十五	一	十二	三十三		四十				京操軍保有衛所數
百分比(%)	六二·五	一〇〇	一〇〇	八八·四	八〇	五〇	六六·六	八〇	五〇	百分比(%)

山西都司	五	六〇
山西行都司	七	一四・二
小計	三十四	五五・八
総計	九十七	五九・七

この表から、正統十四年（一四五九）の英宗親征軍と班軍番上軍・非班軍番上軍とのそれぞれの関係がみてとれる。全体的にみれば、「親征軍中地方軍関係表」から検出できる衛所で班軍番上という責務を負っているため、親征軍に含まれていて当然の衛所の比率は、過半をわずかに超える五九・七%が占めているにすぎない。残りの四〇%は、通常は京師の行軍組織である京營には関わりのない衛所であった。それが四〇%も含まれているのである。なかでも、左府の浙江都司・遼東都司、右府の陝西都司・陝西行都司、前府の湖廣都司・福建都司においては、本来全く班軍番上軍を有しないにもかかわらず衛所が調撥され、親征軍に投入されている。

これら四〇パーセントの非班軍番上の在外衛所と本来から班軍番上の義務のない四王府護衛、四護陵衛、六南京京衛の事例を加えると、四八%に跳ね上がる。つまり、「親征軍中地方軍関係表」からみた限りでいえば、親征軍中の半分は、正統十四年（一四五九）に親征軍が編制される際、班軍番上に関わりのない衛所から調撥されたことになる。とすれば、「はじめに」において述べたように、七月十一日にモンゴル軍の対明侵寇発生の報がもたらされると、そのわずか五日後には、五十万という大軍が北京から西に向かつて進発したことに大いなる疑念を抱くのは当然である。浙江都司・遼東都司・陝西都司・陝西行都司・湖廣都司・福建都司の在外衛所と南京の京衛・孝陵衛、それに中都鳳陽にある皇陵衛の衛所官たちが、その調撥命令に応じて、五日以内に北京に集結することは絶対的に不可能なことである。

その不可なる事例として、北京—南京間にかかる日数の凡そ見当のために、洪熙帝が不豫（病氣）に陥った際の中官海壽の南京への急行の事例を示すことにする。洪熙帝は永樂帝と仁孝皇后の嫡長子として、洪武十一年（一三七八）

七月二十三日に生まれた。永楽帝の崩御によつて柩前即位したのは、永楽二十二年（一四二四）八月十五日のことであつた。即位の詔を発して、明年から洪熙に改元することを宣し、併せて三十項目にわたる恩赦ならびに施政方針を内外（中国の京師と地方）に発表した。ところが、その治世はわずか十ヶ月でしかなかつた。洪熙元年（一四二五）五月十五日に欽安殿で崩御したのである。不豫に陥つたのは、『仁宗実録』洪熙元年五月庚辰の条に、

上、不豫なり。尚書蹇義・大學士楊士奇・黃淮・楊榮を召して思善門に至らしめ、士奇に命じて勅を書かかしめ、中官海壽を遣わして馳せて皇太子を召さしむ。

とあるように、崩御に先立つ四日前の五月十一日のことであつた。發病から崩御に至る期間があまりに短かつたので、南京滯在中の皇太子（のちの宣宗宣德帝）はその臨終の際に駆けつけることはできなかつた。皇太子が南京から北京に帰着したのは、翌月六月三のことである（洪熙元年六月己亥の條）。中官海壽はその間、往復に二十二日を要した。中官海壽から連絡をうけて、皇太子が急遽南京を起ち、急行したとしても、その間十日の日子は必要であつたものと思われる。

右にふれた浙江都司・遼東都司・陝西都司・陝西行都司・湖廣都司・福建都司の在外衛所と南京の京衛・孝陵衛、それに中都鳳陽にある皇陵衛の衛所官たちは、単身で北京に集結したのではない。衛所における麾下の衛所官・衛所軍を率いての集結であつたとみなすべきである。五十万と号する大軍は、戰鬪要員だけで兵員構成されていたわけではなく、輜重兵その他のいろいろな要員も含んでいた。五十万とはその総数である。しかしながら、あとでふれるようく、八十萬という兵器の準備状況からいえば、大軍の編制にあたつては、かなりな数の戰鬪要員を核としたことは間違ひない。それは北京の親軍衛・京衛、それに班軍番上軍を有する在外衛所を基軸に、それに加えて今次臨時に調撥された非班軍番上の衛所の衛所官が麾下の官軍を帶同して北京に集結したことによつて実現した。

調撥されて親征軍中に組み込まれたそれぞれの衛所の官職をみると、上は指揮使から下は総旗まである。本来、京

操軍を保有せず、班軍番上の義務のない衛所を対象に、かれらの武官職を探っていくと、以下の通りである。

【表四】

五府等名	都司名	衛所職	事例
左軍都督府	浙江都司	海寧衛指揮使 觀海衛指揮僉事 杭州前衛副千戶 杭州右衛副千戶 台州衛百戸 ノ百戸	
陝西都司	遼東都司	蓋州指揮僉事 定海衛指揮僉事 ノ正千戸	
右軍都督府		廣寧後屯衛指揮同知 廣寧左屯衛副千戸 復州衛指揮僉事	
		洮州衛正千戸 鞏昌衛正千戸 寧夏中衛正千戸	232 121 25 117 112 263 130 281 125 289 114 260 257 24 256 169

後軍都督府	前軍都督府	中軍都督府	陝西行都司
直隸	湖廣都司	直隸	寧夏中衛百戶 平涼衛指揮僉事 文縣守禦所副千戶 甘州左衛指揮同知 陝西行都司
開平中屯衛正千戶 興州左屯衛指揮同知 正千戶	靖州衛百戶 鎮海衛百戶	蘇州衛指揮同知 鎮江衛副千戶 正千戶 百戶	金山衛指揮僉事 副千戶 西寧衛百戶 山丹衛副千戶 甘州中衛百戶 副千戶
23 286 11 287	224 122	168 149 146 157 154 151 147 158 155 152 156 153	9 238 123 99 150 282 136 262 237 240 137

山西行都司	大寧都司 万全都司 山西都司	東勝左衛副千戶 密雲衛百戶 營州中屯衛副千戶 保安衛正千戶 振武衛指揮僉事
平陽衛百戶	百戶	百戶
雲川衛指揮使	副千戶	副千戶
玉林衛正千戶	百戶	百戶
湖州衛百戶	百戶	百戶
大同前衛指揮同知	副千戶	副千戶
鎮虜衛指揮僉事	百戶	百戶

護陵衛	王府護衛	
		正千戶
		副千戶
		百戶
		陽和衛正千戶
		副千戶
已革常山左護衛指揮	常山中護衛百戶	正千戶
常山護衛正千戶	常山護衛正千戶	副千戶
成都左護衛總旗	常護衛總旗	百戶
長陵衛指揮使		試百戶
「指揮僉事		試百戶
獻陵衛正千戶		副千戶
「試百戶		百戶
孝陵衛指揮僉事		試百戶
皇陵衛指揮僉事		百戶
189 3 107 109 105 106 103 102 101 100 108	138 120 28 148 21	27、33 252、363、371 31 364、367、 366、370、 368、372、 369、 373

指揮僉事	指揮同知	指揮使	衛所官職	事例番号		百分比(%)	南京京營	横海衛正千戸 神武中衛副千戸 天策衛指揮僉事 正千戸 副千戸 百戸 和陽衛指揮同知 龍江右衛副千戸 留守中衛儀鳳門水軍所百戸	副千戸 百戸							
				事例数	百分比(%)											
3、 101、 112、 151、 152、 153、 189、 256、 261、 262、 281、 289、 365、 393、 394	26、 130、 146、 147、 150、 230、 286、 287、  八	21、 100、 169、 381、  四				143	16	230	398	396	395	393	111	6	190、 191、 192、 193、 194、 195、 197、 198、 199、 244	196
九・四	五	二・五							399	397、		394				

【表五】

この【表四】をさらに衛所官職ごとに整理すると、つぎの通りである。